

平成 2 5 年秦野市議会第 1 回定例会提出議案等一覧表

No.	議案等番号	件 名	担当課	説 明
1	議案第 1 号	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">条例制定</div> 秦野市温泉供給条例を制定することについて	商工観光課	鶴巻温泉街の活性化及び福祉の向上を図ることを目的として、本市が所有する温泉「つるまき千の湯」を旅館等へ供給することについて、温泉供給申込金、温泉料金、その供給に必要な手続き等を定めるため、制定するもの 施行日：平成 2 5 年 4 月 1 日
2	議案第 2 号	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">一部改正条例</div> 秦野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて	人事課	国家公務員に準じて、平成 1 8 年度から実施した「給与構造改革」による給料月額削減及び給料表の細分化に伴う経過措置を段階的に廃止するため、改正するもの 施行日：平成 2 5 年 4 月 1 日
3	議案第 3 号	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">一部改正条例</div> 秦野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて	人事課	国家公務員に準じて、退職理由及び勤続年数にかかわらず、退職手当基本額の調整率を全ての退職者に適用するとともに、その率を段階的に引き上げるため、改正するもの 施行日：平成 2 5 年 4 月 1 日
4	議案第 4 号	平成 2 4 年度秦野市一般会計補正予算（第 4 号）を定めることについて	財政課	歳入歳出補正額 185,276 千円 他に、繰越明許費、債務負担行為補正、継続費補正、地方債補正あり
5	議案第 5 号	平成 2 4 年度秦野市水道事業会計補正予算（第 2 号）を定めることについて	水道業務課	債務負担行為補正のみ

No.	議案等番号	件名	担当課	説明
6	議案第6号	平成24年度秦野市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて	国保年金課	歳入歳出補正額 316,305千円
7	議案第7号	平成24年度秦野市下水道事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて	下水道総務課	歳入歳出補正額 0千円(財源更正) 他に、繰越明許費、債務負担行為補正、地方債補正あり
8	議案第8号	平成24年度秦野市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて	高齢介護課	歳入歳出補正額 57,692千円
9	議案第9号	平成25年度秦野市一般会計予算を定めることについて	財政課	歳入歳出予算額 46,200,000千円 (対前年度伸率 3.73パーセント)
10	議案第10号	平成25年度秦野市水道事業会計予算を定めることについて	水道業務課	歳入歳出予算額 3,131,000千円 (対前年度伸率 △2.85パーセント)

No.	議案等番号	件名	担当課	説明
11	議案第11号	平成25年度秦野市国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて	国保年金課	歳入歳出予算額 18,677,000千円 (対前年度伸率 4.90パーセント)
12	議案第12号	平成25年度秦野市下水道事業特別会計予算を定めることについて	下水道総務課	歳入歳出予算額 5,800,000千円 (対前年度伸率 △19.83パーセント)
13	議案第13号	平成25年度秦野市介護保険事業特別会計予算を定めることについて	高齢介護課	歳入歳出予算額 9,849,000千円 (対前年度伸率 5.54パーセント)
14	議案第14号	平成25年度秦野市後期高齢者医療事業特別会計予算を定めることについて	国保年金課	歳入歳出予算額 1,511,000千円 (対前年度伸率 4.06パーセント)
15	議案第15号 (追加)	平成24年度秦野市一般会計補正予算(第5号)を定めることについて	財政課	歳入歳出補正額 117,300千円

No.	議案等番号	件名	担当課	説明
16	報告第1号	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">一部改正条例</div> 専決処分の報告について	障害福祉課	<p>「秦野市障害者地域活動支援センター条例」等の一部改正 「障害者自立支援法」の一部改正により、条例で引用する同法の名称に変更が生じたため、改正したもので、「地方自治法」第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」第4項に基づき、平成25年1月15日に専決処分したもの</p> <p>施行日：平成25年4月1日</p>
17	報告第2号 (追加)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">一部改正条例</div> 専決処分の報告について	人事課	<p>「秦野市実費弁償に関する条例」の一部改正</p> <p>「地方自治法」第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」第4項に基づき、平成25年3月1日に専決処分により、条例を改正したもの</p> <p>【条例改正の理由】</p> <p>(1) 地方自治法の一部改正により、公述人又は参考人が出席した場合に条例で実費弁償を支給しなければならない議会の会議として、従来の常任委員会、特別委員会等に本会議が加えられたこと。</p> <p>(2) 地方公務員法及び介護保険法の一部改正により、条例で引用するそれぞれの法律の条項に移動が生じたこと。</p> <p>施行日：平成25年3月1日</p>